



2019. 11. 27

## 「2019 年度地域 ESG 融資促進利子補給事業」の指定金融機関に採択 ～地球温暖化対策に取り組む企業をサポート～

静岡銀行（頭取 柴田 久）では、金融業務を通じた環境保全への取組強化の観点から、環境省が実施する「2019 年度地域 ESG 融資促進利子補給事業」の指定金融機関として、同事業の取り扱いを開始しますので、その概要をご案内します。

### 【地域 ESG 融資促進利子補給事業とは】

- ・地域循環共生圏の創出に資する ESG 融資の普及を図るとともに、CO<sub>2</sub> の排出削減をめざす設備投資の促進を目的として、環境省が今年度から創設した事業

1. 取扱開始日            11 月 28 日（木）

2. 事業名                地域 ESG 融資促進利子補給事業

### 3. 事業の内容

- (1) 事業者が実施する CO<sub>2</sub> 削減効果の高い再生可能エネルギー、省エネルギーの設備投資に対して、指定金融機関が一定の要件を満たした融資を行う場合、国が利子補給金を補助します。

[利子補給の内容]

- 利子補給率／最大 1.0%
- 利子補給期間／最大 3 年間
- 交付対象融資額／最大 10 億円

- (2) 静岡銀行は、「ESG 融資目標型」による指定金融機関として採択されました。

### 4. 静岡銀行グループにおける環境分野への取り組み

- (1) 静岡銀行では、環境格付私募債「ECOBON」や成長分野応援私募債「GROWBON」などの独自の商品を通じて、お客さまの環境保全への取り組みを資金面から支援しています。
- (2) 加えて、静銀リースでは、環境省の補助金事業「エコリース促進事業」の指定事業者として、低炭素機器の利用促進に取り組み、静銀経営コンサルティングでは、お客さまの環境マネジメントシステム認証（「ISO14001」など）の取得支援を行うなど、グループの総合金融機能を発揮して環境保全に取り組んでいます。
- (3) なお、静岡銀行では 2019 年度の ESG に関連する融資の目標額を 300 億円とし、今後も金融業務を通じて地域社会の持続的成長に努めていきます。